平成２５年（フ）第１９７５号
名古屋市西区上小田井１丁目335番地　メゾン開行401号
債務者　橘　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７６号
名古屋市西区上小田井１丁目335番地　メゾン開行401号
債務者　橘　　千春
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２１号
山口市大内矢田908番地７、前住所山口市大内長野1748番地１　パストラルＢ．102
債務者　小原　康彦
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２２１３号
東京都墨田区押上１丁目24―11―1103
破産者　平渡　淳一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０１４号
東京都立川市幸町２丁目７　都営幸町第４―２―101
破産者　小山　洋子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０７２号
東京都渋谷区渋谷１丁目24―７　渋谷フラットビル８階Ｂ号室
破産者　中濱グループ株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０７３号
埼玉県所沢市緑町１丁目６―17―201、開始決定時の住所埼玉県川口市芝２丁目12―15―202
破産者　尾上　宗章
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７１６号
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目282―21―102
破産者　都築　正雄
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６４２号
東京都西東京市芝久保町２丁目17―212
破産者　新居　　香
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６４４号
東京都台東区入谷１丁目６―６―1404、開始決定時の住所東京都台東区浅草橋２丁目16―７
破産者　柴田　路子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８７号
東京都多摩市関戸２丁目22―８―112
破産者　忠住　一郎
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３２６号
東京都江東区新大橋１丁目３―５―502
破産者　廣川　幸子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７１号
東京都新宿区高田馬場４丁目28番19号
破産者　株式会社フィクス
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５２７号
埼玉県深谷市上野台2836―９
破産者　鈴木　和子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５５８号
東京都八王子市館町1097　館ケ丘団地２―５―501
破産者　田辺　隆義
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６６５号
東京都板橋区中板橋17―12―203
破産者　小島恵美子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９９号
千葉県八千代市勝田台３丁目15―28
破産者　窪田　紀一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７８５号
東京都世田谷区成城２丁目40番５号
破産者　株式会社クロスメディア
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８４４号
東京都品川区荏原７丁目７番６号渡辺マンション202、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山６丁目11番８号
破産者　リックフアッションインダストリー株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８４５号
東京都品川区荏原７丁目７―６―202
破産者　鎌田志年司
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部